

日本学術会議法（法案）（2025 年 3 月 7 日、閣議決定）

目次

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 機関

第一節 総則（第八条）

第二節 日本学術会議会員（第九条）

第三節 総会（第十条—第十五条）

第四節 役員及び役員会（第十六条—第二十四条）

第五節 会員候補者選定委員会、選定助言委員会及び運営助言委員会（第二十五条—第二十七条）

第六節 会員の選任及び解任（第二十八条—第三十二条）

第七節 役員等の責任及び義務（第三十三条—第三十五条）

第八節 会議の運営に関する重要事項の決定（第三十六条）

第三章 業務（第三十七条—第四十一条）

第四章 中期的な活動計画等（第四十二条—第四十四条）

第五章 財務及び会計（第四十五条—第四十八条）

第六章 雑則（第四十九条—第五十四条）

第七章 罰則（第五十五条—第五十八条）

附則

＊前文が消された。これは、①憲法を具体化する法律という日本学術会議法の歴史的な出発点——すなわち「わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与する」（現行法前文）という日本学術会議設立の目的——を消し去るとともに、②「科学者の総意の下に……設立される」（同）という組織としての立脚点——代表の基礎となる担い手の存在——を消し去るための対応だと考えられる。この消去には、学術会議を“国（政府）が政策目的のために設置する組織”とする意図があると推測される。

また、この法案では、「平和」「文化」の文言が消去され、代わりに「社会経済」「経済団体」の文言が盛り込まれている。

以上を総合すると、この法案は、憲法 23 条をはじめ、前文や 9 条、さらには人権や民主制を支える条項に違反すると解される。

＊また、この法案は、「我が国の科学者の内外に対する代表機関」（現行法 2 条）である学術会議の審議から外れたところで作成され、国会に上程された。それゆえ、法案作成手続の面で、現行法 3 条に違反していると解される。

第一章 総則

（目的）

第一条 日本学術会議（以下「会議」という。）は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、学術に関する重要事項に係る審議、大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備、学術に関する外国

の団体及び国際団体との交流等を行うことにより、学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与することを目的とする。

* 法案 1 条は、日本学術会議を「我が国の科学者の内外に対する代表機関」と位置づけているが、その内実はどのようなものかが問われる。また、本条に掲げられた事項は——現行法のような「職務」ではなく——「業務」として定められるため（法案第 3 章）、主務大臣の監督の対象とされ、中期的な活動計画および年度計画で定めるべき事項とされ、評価の対象とされる。この評価は、財源措置（48 条）において「必要と認める」か否かの査定に連動する可能性がある。

* 本条は、「学術の向上発達を図る」という目的とともに、「学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与する」という目的も掲げている。短期的な“実用性”の観点から上記の評価を行うことが懸念される。

（基本理念）

第二条 会議は、学術に関する知見が人類共有の知的資源であるとともに経済社会の健全な発展の基盤となるものであることに鑑み、世界の学界と連携協力して学術の向上発達及び学術に関する知見の活用の推進を図り、もって人類社会の持続的な発展及び国民の福祉の向上に貢献するものとする。

2 国は、この法律の運用に当たっては、我が国の科学者の内外に対する代表機関として政府の諮問に対する答申等を行うという会議の組織及び業務の特性に鑑み、その運営における自主性及び自律性に常に配慮しなければならない。

* 本条 1 項は、「貢献」の対象を、現行法前文の「人類社会の福祉」に代えて「国民の福祉」とした。学術の貢献の対象を狭隘化したと考えられる。

* 本条 2 項は、国が運営上の「自主性及び自律性」に「配慮」すべきことを定めている。現行法 3 条が職務の実施における「独立」を定めていることと比べると、学術会議の活動や判断に関する独立性は原則として否定され、国が監督する際に「自主性及び自律性」というレベルで「配慮」すべき事項と位置づけられている。

* 法的な人格として独立することと、職務において独立することは、まったく別の問題である。会計検査院や検察庁法は国の機関であっても政府（内閣）から独立性を有するのに対して、いわゆる特殊法人は政府からの独立性を有するものとは考えられていない。政府は、この法案が学術会議の独立性を確保するためだと説明しているのであるから、職務における独立性を明記しなければならないはずである。

（法人格）

第三条 会議は、法人とする。

* 現行法では、国の「特別の機関」である（内閣府設置法 40 条 3 項、国家行政組織法 8 条の 3）。本条は、国とは別の法人格を学術会議に付与する定めである。ここにいう「法人」の性質については「特殊法人」として説明されることがあるが、「特殊法人」は、「法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人」について、設立時に総務省設置法 4 条 1 項 8 号の規定する総務省の審査対象になるという設立行為の特殊性をもって捉えるため概念であり、設置後にそれが保有する性質は多様である。それゆえ「特殊法人」という概念は、業務の性質、財政基盤および組織形態の点で独立行政法人通則法の

適用対象となる「独立行政法人」と区別され、設置や監督の方法の点で「認可法人」（日本銀行、日本赤十字社など）と区別され、民間化の程度の点で「特別の法律により設立される民間法人」（公認会計士協会、日本司法書士会連合会、日本税理士会連合会、日本商工会議所など）と区別される残余概念と理解されている。

（事務所）

第四条 会議は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条 会議の資本金は、附則第十八条第二項の規定により政府から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会議に追加して出資することができる。

3 会議は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

* 資本金を基礎とする組織になることで、企業会計原則が適用される組織になる。本条によれば、学術会議の資本金は、業務のために承継した権利から負債を差し引いた残りである。

（日本学術会議規則）

第六条 会議は、次に掲げる事項について、日本学術会議規則を定めるものとする。

一 この法律の他の規定により日本学術会議規則で定めることとされている事項

二 前号に掲げるもののほか、会議の運営に係る基本的な事項

* 本条は、法規命令の制定権限を学術会議に委任する条項である。1号・2号の事項は、おおむね現行の日本学術会議会則に対応する定めだと考えられる。一方、これらの他に、**就業規則**も定めなければならないと思われるが、法案では触れられていない（当然に労働基準法が適用されるという趣旨か？）。

* なお、組織体としての運営に関する重要事項、監督関係の事項は、**政令**（法案47条3項、51条7項、附則6条6項など）および**内閣府令**（法案19条1項・3項、21条4項、26条3項、42条1項、43条1項、44条1項・2項など）で定めることとしている。

（名称の使用制限）

第七条 会議でない者は、日本学術会議という名称を用いてはならない。

第二章 機関

第一節 総則

第八条 会議に、日本学術会議会員、総会、会長、副会長、役員会、監事、会員候補者選定委員会、選定助言委員会及び運営助言委員会を置く。

2 会議の役員は、会長、副会長及び監事とする。

* 現行法と比べると、役員会、監事、会員候補者選定委員会、選定助言委員会および運営助言委員会が新たに設置される機関である。

- * 現行法 14 条の「幹事会」と上記の「役員会」は構成員が異なる（後述 18 条参照）。
- * 監事は「役員」となるが、「役員会」の構成員ではない（後述 19 条・20 条も参照）。
- * 光石会長の 5 つの懸念（2024 年 7 月 29 日、①大臣任命の監事の法定、②評価委員会の法定、③中期計画の法定、④次期以降の会員選考での特別な方法の導入、⑤選考助言委員会設置の法定）は、払拭されていない。

第二節 日本学術会議会員

第九条 日本学術会議会員（以下「会員」という。）の員数は、二百五十人とする。

- 2 会員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから、第二十八条から第三十一条までに定めるところにより、総会が選任する。
- 3 会員の任期は、六年とする。ただし、補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会員は、一回に限り再任されることができる。
- 5 政府又は地方公共団体の職員（非常勤のもの及び政令で定める教育公務員又は研究公務員であるものを除く。）は、会員となることができない。
- 6 会員は、満七十五歳に達する日以後の最初の九月三十日を経過したときに退職する。

* 本条 1 項は、会員の定員を現行の 210 人から 250 人とすることを予定している。40 名の増員分を含めて、会員の専攻分野（担当分野）をどのように配分するのかは不明である。

* 1 回の再任を認めるので最長 12 年在任する会員が存在しうる。

* 定年を現行の 70 歳から 75 歳に延長する。

* 現行法 10 条・11 条所定の「部」を設置しない。分野別の組織構成が流動化することが予想される。また、人文社会系の会員数（その割合）が減少することが懸念される。

* 現行法 15 条所定の「連携会員」を置かない。この点は、規則で自律的に決めるという趣旨かも知れない。しかし、法律に根拠がない場合、国際会議の代表権や勤務条件（手当など）の位置づけが不明になるおそれがあり、また、予算の算定根拠とはされないおそれがある。

第三節 総会

（総会の職務）

第十条 総会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 この法律の他の規定又は準用通則法（第五十二条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）をいう。以下同じ。）の規定により総会の決議、承認又は同意を要する事項についての決議、承認又は同意
- 二 前号に掲げるもののほか、第三十七条に規定する業務（会議の経営に関する事務を除く。）をつかさどること。
- 三 会長及び副会長の職務の監督
- 四 前三号に掲げるもののほか、日本学術会議規則で定めるところにより総会が行うこととされている職務

* 法案では「会議の経営」という概念が導入されている。「会議の経営」関し、総会はその事務から除外されているが、会長から報告を受ける（後述 16 条も参照）。

*「会議の経営」は財務の面、「会議の運営」は業務遂行の面を言い表しているようである。独立行政法人通則法（以下「準用通則法」ともいう）・国立大学法人法でも同様と思われる。

（総会の組織）

第十一条 総会は、全ての会員をもって組織する。

- 2 総会に、議長を置く。
- 3 総会の議長（以下「議長」という。）は、会長とする。
- 4 議長は、総会の会務を総理する。
- 5 会長は、あらかじめ、副会長のうちから、会長に事故がある場合に議長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

（総会の招集）

第十二条 総会は、議長（議長に事故があるときは、前条第五項に規定する議長の職務を代理する者。以下この節において同じ。）が招集する。

- 2 議長は、日本学術会議規則で定めるところにより、定期的に総会を招集しなければならない。
- 3 議長は、第二十八条第一項の規定により行う会員の選任後、遅滞なく、会長を選任するための総会を招集しなければならない。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、総会を招集することができる。
- 5 議長は、会員の総数の三分の一以上の会員が必要と認めて議長に対しその招集を請求したとき、又は監事が第二十条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による報告のため議長に対しその招集を請求したときは、これらの請求があった日以後二十日以内に総会を招集しなければならない。

（議事の運営）

第十三条 総会は、議長が出席し、かつ、会員の総数の二分の一以上の出席がなければ、開くことができない。

- 2 総会の議事は、議決に加わることができる会員の二分の一以上が出席し、出席した当該会員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長が決する。
- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、議決に加わることができる会員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - 一 第三十二条第四項の総会の決議
 - 二 第三十三条第二項の承認に係る第三十六条第一項の総会の決議
- 4 前二項の決議について特別の利害関係を有する会員は、議決に加わることができない。
- 5 この法律に定めるもののほか、議事の手続その他総会の運営に関し必要な事項は、日本学術会議規則で定める。

（議長の権限）

第十四条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

- 2 議長は、その命令に従わない者その他総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

（議事録の公表）

第十五条 会議は、総会の定めるところにより、総会の議事録を作成し、速やかに、公表しなければならない。

＊現行法 23 条所定の部会・連合部会の規定が消失している。法案は、意思決定を総会と役員会に集中し、トップダウン型に変形している（積み上げ型の否定）。

＊定期総会の招集は現行法では年 2 回と定められているが、法案 12 条 2 項は規則に委任している。

＊現行の会則 17 条 3 項では 30 人以上の会員の請求により総会が招集されるが、法案 12 条 5 項は 3 分の 1（84 人）以上としている。この規定により、会員発議による総会招集が困難化と思われる。一方、役員不正に係る監事の報告の場合にも総会が招集される（同項）。

＊総会運営について強い「議長の権限」を定めている（法案 14 条）。

第四節 役員及び役員会

（会長の職務）

第十六条 会長は、会議を代表し、及び議長の職務を行うほか、総会の定めるところに従い、会議の経営に関する事務を総理する。

2 会長は、定期的に、会議の経営の状況について、総会に報告しなければならない。

＊「会議の経営」は会長・副会長が担当し、役員会が審議する事項であり、監事による監査の対象となり、運営助言委員会による意見の対象となり、評価委員会による評価の対象となる。総会に対しては、報告事項である。

（副会長の職務）

第十七条 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐して総会の会務及び会議の経営に関する事務を掌理する。

2 副会長は、会長の定めるところにより、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

（役員会）

第十八条 役員会は、第三十六条第二項の規定により役員会の議を経なければならないとされている事項及び会長の職務に関し役員会が特に必要と認める重要事項を審議する。

2 役員会は、会長及び副会長並びに役員以外の会員のうちから会長が指名する者をもって組織する。

＊現行法 14 条の「幹事会」の構成員は会長・副会長・部長・副部長・幹事であるが、上記「役員会」の構成員は、会長・副会長・「役員以外の会員のうちから会長が指名する者」である。「会長が指名する者」が誰になるのかは不明である。規則等により、現行の幹事会に近いものにすることも可能である。

＊監事は「役員会」の構成員とはならない。監事が役員会を監査・調査の対象とするからだと考えられる。

（監事の職務等）

第十九条 監事は、会議の業務を監査する。この場合において、監事は、内閣府令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）、役員以外の会員及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は会議の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 3 監事は、会議がこの法律又は準用通則法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の内閣府令で定める書類を内閣総理大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。
- 4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は内閣総理大臣に意見を提出することができる。

(会長等への報告義務等)

第二十条 監事は、役員（監事を除く。）、役員以外の会員又は職員について、不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれのある事実があると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に報告しなければならない。

- 一 当該事実が役員（監事を除く。）に係るものである場合 会長、総会及び内閣総理大臣
- 二 当該事実が役員以外の会員に係るものである場合 会長、会員候補者選定委員会及び内閣総理大臣
- 三 当該事実が職員に係るものである場合 会長及び内閣総理大臣

2 会長は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に報告しなければならない。

- 一 当該措置が役員（監事を除く。）に係るものである場合 監事、総会及び内閣総理大臣
- 二 当該措置が役員以外の会員に係るものである場合 監事、会員候補者選定委員会及び内閣総理大臣
- 三 当該措置が職員に係るものである場合 監事及び内閣総理大臣

3 会員候補者選定委員会は、第一項（第二号に係る部分に限る。）又は前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る会員に対し、当該報告に係る事案について報告を求めることができる。

*現行法では、**監事**に相当する職務の担当者は存在しない。監事は、主務大臣（内閣総理大臣）が任命し、いわば主務大臣の代理として、組織および業務の全般にわたって、監査・調査の権限を有し、これらを実施する機関だと考えられる。

*法案で不明な点として、監事は常勤か非常勤か、科学者か否か、役員会に（オブザーバーとして）参加するのか否か、また、監査事項は財務事項に限らず全般か、などの点がある。

(会長の選任等)

第二十一条 会長は、特に優れた研究又は業績があり、人格が高潔で、かつ、会議の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する会員のうちから、総会が、その決議により選任する。

- 2 会長の任期は、選任の時から、当該選任後三年以内に到来する会員の任期の末日以後最初に開催される総会において次の会長が選任される時までとする。
- 3 会長は、会長としての職務の執行が特に優れたものであるときは、一回に限り再任されることができる。
- 4 会議は、会長が選任されたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、会長の選任の理由その他内閣府令で定める事項を公表しなければならない。

*現行会則4条2項は「会長の互選に関する事項は、総会が定める」とし、選挙により会長を選出しているが、法案21条1項は「決議により選任する」としている。選挙による選出としない、または信任投票とする、ということも考えられる。

*法案は、会長・会員の選任理由を公表すべきものとしているが（本条4項、29条2項）、選任理由の公表といった定めは、他の法令にはみられない。“選考過程の透明化”というのがその根拠であろうが、理由の公表（理由提示）は、権力行使を慎重にさせるとともに、公正さを担保する手段であって、監督される側に課すものではない。理由の公表が必要とされるのは、（首相の任命拒否のような）権力濫用の場合である。

（副会長の任命等）

第二十二條 副会長の員数は、三人以内とする。

- 2 副会長は、会員のうちから、総会の同意を得て、会長が任命する。
- 3 副会長の任期は、当該副会長について会長が定める期間（その末日が会長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。ただし、補欠の副会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 副会長は、再任されることができる。
- 5 前条第四項の規定は、副会長が任命されたときについて準用する。

*副会長の人数は、現行の「3人」ではなく、「3人以内」とされている。

（監事の任命等）

第二十三條 監事の員数は、二人とする。

- 2 監事は、会員以外の者から、内閣総理大臣が任命する。
- 3 監事の任期は、その任命後三年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する第四十五条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 監事は、再任されることができる。
- 5 第九条第五項の規定は、監事について準用する。

*監事（2名）の任命方法および職務は、独立行政法人における監事をモデルにしていると思われる。

（役員の解任等）

第二十四條 会長及び副会長は、会員の地位を失ったとき（会員の任期が満了したときを除く。）は、それぞれその職を失うものとする。

- 2 内閣総理大臣は、監事が、会員に選任されたとき、又は前条第五項において準用する第九条第五項の規定により監事となることができない者に該当するに至ったときは、その監事を解任しなければならない。
- 3 内閣総理大臣、総会又は会長は、それぞれその任命又は選任に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。
 - 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - 二 職務上の義務違反があるとき。

- 4 総会は、副会長が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、会長に対し、同項の規定により当該副会長を解任することを求めることができる。
- 5 会長は、第三項の規定により副会長を解任しようとするとき（前項の規定による解任の求めがあった場合を除く。）は、総会の同意を得なければならない。
- 6 第二十一条第四項の規定は、会長又は副会長が、第一項の規定によりその職を失ったとき又は第三項の規定により解任されたときについて準用する。
* 現行法では役員の**解任**に関する規定は見当たらない。任命権者が解任の権限も有することとされている。
* 解任の手続きが本条で十分といえるか。検討の余地がある。解任理由の本人への提示、第三者機関による審査、救済の手続きなどの規定が必要ではないか。

第五節 会員候補者選定委員会、選定助言委員会及び運営助言委員会

（会員候補者選定委員会）

第二十五条 会員候補者選定委員会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 第三十条の規定による会員の候補者の選定
 - 二 第三十一条第一項に規定する選定方針（第五項及び次条第一項第一号において「選定方針」という。）の案の作成
 - 三 第三十二条第二項の規定による会員の解任の求め
 - 四 前三号に掲げるもののほか、会員の選任及び解任に関する事務のうち、日本学術会議規則で定めるところにより会員候補者選定委員会が行うこととされているもの
- 2 会員候補者選定委員会は、会員候補者選定委員十人以上二十人以上以内をもって組織する。
 - 3 会員候補者選定委員は、会員のうちから、総会が選任する。
 - 4 会員候補者選定委員の任期は、選任の時から、当該選任後三年以内に到来する会員の任期の末日までとする。
 - 5 会員の候補者の研究又は業績に関する審査を行うため、会員候補者選定委員会に、選定方針で定める研究分野ごとに、分野別業績審査委員会を置く。
 - 6 分野別業績審査委員会の委員は、当該分野別業績審査委員会に係る研究分野における会員の候補者の研究又は業績の審査を行うために必要な専門的知識を有する者のうちから、会員候補者選定委員会が選任する。
* 現行会則 8 条は、会員・連携会員の選考手続および選考委員会を定めている。これは、会員選考のためだけの委員会である。一方、法案 25 条が定める**会員候補者選定委員会**は、直接選考を行うのではなく、同委員会が選任した分野別業績審査委員会による研究・業績の審査を経た科学者のうちから会員候補者を選定する。また、同委員会は、会員の解任を求める役割も果たす（法案 32 条 2 項）。
* 選定の人数について、分野別の「枠」が定められていない。規則で「枠」を定めることも考えられるが、選定委員会の判断で増減がされる可能性もある。

（選定助言委員会）

第二十六条 選定助言委員会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 選定方針の案の作成に関し、会員候補者選定委員会に対し、意見を述べること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、会員の候補者の選定に関し、会員候補者選定委員会の諮問に応じて意見を述べること。
- 2 選定助言委員会は、選定助言委員五人以上七人以内をもって組織する。
 - 3 選定助言委員は、優れた研究又は業績を有する科学者（会員その他内閣府令で定める者を除く。）であって、学術に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢又は産業若しくは国民生活における学術に関する研究成果の活用の状況に関し広い経験と高い識見を有するもののうちから、総会が選任する。
 - 4 選定助言委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の選定助言委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 選定助言委員は、一回に限り再任されることができる。
- *選定助言委員は会員以外の科学者から総会が選任する。選定助言委員会の意見は、選定委員会に対して強い影響を与えられよう。

（運営助言委員会）

第二十七条 運営助言委員会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 第三十六条第三項に規定する議案の作成に関し、会長に対し、意見を述べること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、会長の職務に関し、会長の諮問に応じて意見を述べること。
- 2 運営助言委員会は、運営助言委員十人以上十五人以内をもって組織する。
 - 3 運営助言委員は、会員その他内閣府令で定める者以外の者であって、学術に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢、産業若しくは国民生活における学術に関する研究成果の活用の状況又は組織の経営に関し広い経験と高い識見を有するもののうちから、会長が任命する。
 - 4 運営助言委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の運営助言委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 運営助言委員は、一回に限り再任されることができる。
- *運営助言委員は会員以外の者（学術動向・社会経済情勢、研究成果の活用、組織経営に関して識見を有する者）から会長が任命する。
- *学術会議の運営に対して運営助言委員会が果たす役割が不明瞭である（有害無益となる可能性が考えられる）。現在、運営助言機関として国際アドバイザリーボードがある。

第六節 会員の選任及び解任

（会員の選任の時期及び人数）

第二十八条 会員の選任は、三年ごとに、その員数の半数について行う。

- 2 総会は、会員が欠けたときは、その補欠の会員を選任することができる。

（会員の選任の決議等）

第二十九条 会員の選任は、会員候補者選定委員会が選定した会員の候補者のうちから、総会の決議により行う。

- 2 会議は、選任された会員の研究又は業績の内容及び選任した理由の公表その他の措置を講ずることにより、会員の選任の過程を国民に明らかにするよう努めなければならない。

* 法案 28 条は、3 年ごとの半数改選という現行法の方法を踏襲している。

* 法案 29 条は、現行法における内閣総理大臣の任命に代えて、総会の決議により会員を選任することにした。

(会員の候補者の選定)

第三十条 会員候補者選定委員会は、次条第一項に規定する選定方針に従って、会員の候補者を選定する。

- 2 会員候補者選定委員会は、会員、大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間の団体等の多様な関係者から推薦を求めることその他の幅広い候補者を得るために必要な措置を講じなければならない。
- 3 優れた研究又は業績があるか否かの審査は、分野別業績審査委員会において行う。
- 4 会員候補者選定委員会は、分野別業績審査委員会が優れた研究又は業績があると認めた科学者のうちから会員の候補者の選定（補欠の会員の候補者の選定を除く。）を行うに当たっては、会員の候補者の構成について、次に掲げる事項に配慮しなければならない。
 - 一 年齢、性別、所属する機関の種類及び所在地域等に著しい偏りが生じないようにすること。
 - 二 先端的、学際的又は総合的な研究分野を含む多様な研究分野の科学者が含まれるようにすること。
 - 三 国際的な研究活動、行政、産業界等との連携による活動、研究成果の活用に関する活動その他の多様な活動の実績のある科学者が含まれるようにすること。
- 5 前各項に定めるもののほか、会員の候補者の選定に関し必要な事項は、日本学術会議規則で定める。

(選定方針)

第三十一条 会議は、会員の任期の末日の六月前までに、当該任期を満了する会員の次の会員の候補者の選定及び当該次の会員の選任後三年以内に到来する会員の任期の末日までの間に行われる補欠の会員の候補者の選定に関する方針（以下「選定方針」という。）を作成しなければならない。

- 2 選定方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 前条第二項に規定する措置の実施に関する方針
 - 二 会員候補者選定委員会に置く分野別業績審査委員会の研究分野の別
 - 三 分野別業績審査委員会が行う研究又は業績の審査の基準及び方法
 - 四 分野別業績審査委員会が優れた研究又は業績があると認めた科学者のうちから会員の候補者を選定するための基準及び方法
 - 五 前各号に掲げるもののほか、会員の候補者の選定に関する重要事項
- 3 選定方針の作成に関する決定は、総会の決議によらなければならない。
- 4 会員候補者選定委員会は、選定助言委員会の意見を聴いて、選定方針の案を作成し、総会に提出する。
- 5 会議は、選定方針を作成したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、選定方針の変更について準用する。

- * 会員候補者選定委員会は選定助言委員会の意見を聴いて選定方針の案を作成し、総会が決議によって選定方針を決定する（法案 31 条）。会員候補者選定委員会は、当該選定方針に基づいて、分野別業績審査委員会による審査を経て認められた科学者のうちから会員候補者を選定する（同 30 条）。
- * 選定助言委員会の意見により「梓づけ」が行われる可能性が高いため、コ・オプテーションといえるか、疑問である。

（会員の解任）

第三十二条 総会は、会員が第九条第五項の規定により会員となることができない者に該当するに至ったときは、当該会員を解任しなければならない。

- 2 会員候補者選定委員会は、会員が会議の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認めるときは、総会に対し、当該会員の解任を求めることができる。
- 3 総会は、前項の規定による解任の求めがあった場合において、当該会員が会議の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認めるときは、当該会員を解任することができる。
- 4 第一項及び前項の規定による解任は、総会の決議により行う。

* 現行法では、会員から病気等の理由による辞職の申出があった場合に、内閣総理大臣が学術会議の同意を得て辞職の承認する規定（25 条）、および、会員に不適当な行為があった場合に、内閣総理大臣が学術会議の申出に基づいて当該会員を退職させる規定（26 条）がある。これに対し、本条は、総会の決議により解任することとした。また、選定委員会は、「会員が会議の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認めるとき」は当該会員の解任を求めることができるものとした。違法・不正な行為（法案 50 条）とはいえない場合でも解任の対象となる可能性があり、懸念される。

* 間接的とはいえ、監督権限を担保するための手段として“脅し”の役割を果たすことになると思われる。

第七節 役員等の責任及び義務

（役員等の損害賠償責任）

第三十三条 会議の役員及び役員以外の会員は、それぞれの任務を怠ったときは、会議に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 前項の責任は、内閣総理大臣の承認がなければ、免除することができない。

* 準用通則法 25 条の 2 は、役員等の損害賠償責任を定めているが、法案 33 条は、役員だけでなく会員にも個人賠償責任を課している。前者の役員等には報酬等が支給されるが、後者の役員・会員にはそのような支給は予定されていない（?）。

（役員等の秘密保持義務）

第三十四条 会議の役員、役員以外の会員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

* 準用通則法 53 条は行政執行法人の役員について守秘義務を課しているが、法案 34 条にはこのような範囲の限定はなく、役員・会員・職員のすべてに**守秘義務**を課している。

（役員等の地位）

第三十五条 会議の役員、役員以外の会員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

***刑事罰等の適用については、役員・会員・職員のすべてについて、公務員と同じ（刑法 193 条以下の汚職の罪など）。準用通則法には、この種の規定はないと思われる。**

第八節 会議の運営に関する重要事項の決定

第三十六条 この法律の他の規定により総会の決議によることとされているもののほか、次に掲げる事項の決定は、総会の決議によらなければならない。

一 この法律（第四十一条を除く。）又は準用通則法の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない事項

二 第三十八条の規定による諮問に対する答申及び第三十九条の規定による勧告

三 第四十一条の規定による国際団体への加入

四 第四十二条第一項に規定する中期的な活動計画及び第四十三条に規定する年度計画の作成又は変更

五 第四十四条第二項に規定する自己点検評価書の作成

六 予算の作成

七 準用通則法第五十条の二第二項に規定する報酬等の支給の基準及び準用通則法第五十条の十第二項に規定する給与等の支給の基準の策定又は変更

八 日本学術会議規則の制定又は改廃

2 前項第一号及び第四号から第八号までに掲げる事項に関する議案は、会長が、役員会の議を経て、総会に提出する。

3 会長は、第一項第一号及び第四号から第七号までに掲げる事項に関する議案を総会に提出しようとするときは、運営助言委員会の意見を聴かななければならない。

***本条は、会長が総会議案（内閣総理大臣の認可・承認事項、業務・財政関係の事項）の提案をする際に、運営助言委員会の意見を聴かななければならないものとしている。政府に対する答申と勧告、国際団体への加入だけが独自の判断で提案できる事項である。**

第三章 業務

（会議の業務）

第三十七条 会議は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 学術に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。

二 大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における連携の確保及び強化を図ること。

三 学術に関する国民の関心及び理解の増進その他の学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備を図ること。

四 学術に関する外国の団体及び国際団体との交流に関する業務を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと

（諮問）

第三十八条 政府は、学術に関する重要事項について、会議に諮問することができる。

（勧告）

第三十九条 会議は、学術に関する重要事項について、政府に勧告することができる。

＊38条・39条は、学術会議の意向を考慮して、**答申・勧告の権限**を定めた規定だと考えられる。

＊しかし、答申や勧告の対象事項について、現行法4条・5条のような具体的な明記をせず、「学術に関する重要事項」と大括りにした。

(協力の求め)

第四十条 会議は、第三十七条に規定する業務を行うため必要があると認めるときは、政府に対し、資料の提出、意見の開陳又は説明その他の協力を求めることができる。

(国際団体への加入)

第四十一条 会議は、第三十七条第四号に掲げる業務を行うため、学術に関する国際団体に加入することができる。この場合において、国際団体に加入することにより会議が当該国際団体に対して会費その他の費用（内閣総理大臣の承認を受けて会議が定める額を超える額の費用に限る。）を負担する義務を負うこととなるときは、あらかじめ、当該国際団体への加入について内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

＊内閣総理大臣の認可または承認に関し、現行法では、政府が新たな義務を負うこととなる国際団体への加入の場合と会員の辞職の場合の承認に限られているが（6条の2、25条）、法案では、多数の事項が認可・承認の対象事項とされている。

ここで、内閣総理大臣による監督権限を整理しておくとして、まず、**承認**の対象事項は、役員等の賠償責任の免除（33条2項）、負担をともなう国際団体への加入（41条）、財務諸表（45条1項）、残余金の処理（46条3項）、積立金の金額（47条1項）である。また、**認可**の対象事項は、積立金の処分（47条1項）、短期借入金（準用通則法45条および46条の2）である。その他、**指定**（有価証券の指定、預金金融機関の指定、準用通則法47条1号・2号）がある。上記の準用通則法の準用は法案52条による。

第四章 中期的な活動計画等

(中期的な活動計画)

第四十二条 会議は、六事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度以後の六事業年度についての会議の業務の運営に関する計画（以下「中期的な活動計画」という。）を定めなければならない。

2 中期的な活動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 第三十七条に規定する業務に関する目標及びこれを達成するためにとるべき措置
- 二 業務運営及び財務内容の改善に関する目標並びにこれらを達成するためにとるべき措置
- 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める会議の活動に関する事項

3 会議は、中期的な活動計画を定めようとするときは、日本学術会議評価委員会の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 会議は、中期的な活動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その中期的な活動計画を公表しなければならない。

* 6 年度単位の中期活動計画および年度計画の策定が義務づけられている。中期活動計画の策定に際しては、評価委員会の意見を聴かなければならないものとされている。

* 準用通則法や国立大学法人法が「中期計画」であるのに対し、本条は「**中期的な活動計画**」としている。学術会議の運営については、数値的な“達成すべき目標”を設定しえないためだと思われる。なお、2024 年 12 月の有識者懇談会最終報告では、「**中期的な活動方針**」と表現されていた。

(年度計画)

第四十三条 会議は、毎事業年度の開始前に、中期的な活動計画に基づき、内閣府令で定めるところにより、その事業年度の活動に関する計画（以下「年度計画」という。）を定めるとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

* 年度計画と予算措置が連動することが懸念される。

* 内閣府令により「社会の課題の解決」（法案 1 条）への方向づけが与えられ、それに沿った評価がされることも懸念される。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第四十四条 会議は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、内閣府令で定めるところにより、自ら点検及び評価を行わなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
 - 二 中期的な活動計画に係る期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期的な活動計画に係る期間の終了時に見込まれる当該期間における業務の実績
 - 三 中期的な活動計画に係る期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期的な活動計画に係る期間における業務の実績
- 2 会議は、内閣府令で定めるところにより、前項各号に掲げる事業年度の終了後三月以内に、当該各号に定める事項について行った同項の点検及び評価（以下「自己点検評価」という。）の方法及び結果に関する報告書（以下「自己点検評価書」という。）を日本学術会議評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 3 日本学術会議評価委員会は、自己点検評価書に記載された自己点検評価の方法及び結果について調査審議し、必要があると認めるときは、会議に対して意見を述べることができる。
- 4 日本学術会議評価委員会は、会議に対して前項の意見を述べたときは、遅滞なく、内閣総理大臣に当該意見の内容を通知しなければならない。
- 5 会議は、自己点検評価の結果を中期的な活動計画及び年度計画並びに業務の運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該結果の反映状況を公表しなければならない。
- 6 会議は、第三項の規定による日本学術会議評価委員会の意見を自己点検評価の方法の改善に適切に反映させなければならない。

* 年度ごとに自己点検評価を行い、評価委員会の調査・評価を受ける。評価委員会に報告書を提出し公表することや、改善状況について公表すること等が義務づけられている。これらは多大な労力を必要とするが、**これらの作業を誰が担うのか**は、不明である（役員・会員が担うことは不可能であり、職員はとうてい対応できない）。

*有識者懇談会最終報告では、「レビュー委員会」とも表現されており、「学術的な活動（学術的な助言等）の内容そのものを論評するものではないことを十分に認識しておく必要がある」とされている。

第五章 財務及び会計

（財務諸表等）

第四十五条 会議は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他内閣府令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 会議は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに内閣府令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告を添付しなければならない。
- 3 会議は、第一項の内閣総理大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監査報告を、事務所に備えて置き、内閣府令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。
- 4 会議は、財務諸表のうち第一項の附属明細書その他内閣府令で定める書類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲げる方法のいずれかにより公告することができる。
 - 一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
 - 二 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものをとることにより行う公告の方法
- 5 会議が前項第二号に掲げる方法による公告をする場合には、第三項の内閣府令で定める期間、継続して当該公告をしなければならない。

（利益及び損失の処理）

第四十六条 会議は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

- 2 会議は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 会議は、第一項に規定する残余があるときは、その残余の額のうち内閣総理大臣の承認を受けた金額を内閣総理大臣の承認を受けた用途に充てることができる。

（積立金の処分）

第四十七条 会議は、中期的な活動計画に係る期間の最後の事業年度に係る前条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち内閣総理大臣の承認を受けた金額を、内閣総理大臣の認可を受けて会議が定めるところにより、当該中期的な活動計画に係る期間の次の中期的な活動計画に係る期間における第三十七条に規定する業務の財源に充てることができる。

- 2 会議は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

- 3 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

＊企業会計原則に基づく財務・会計処理が行われる。内閣総理大臣による承認・認可の監督下に置かれることは前述（法案 41 条注釈）のとおり。

（財源措置）

第四十八条 政府は、予算の範囲内において、会議に対し、その業務の財源に充てるため、必要と認める金額を補助することができる。

- 2 会議は、業務運営に当たっては、前項の規定による補助金について、国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令の規定、中期的な活動計画及び年度計画に従って適切かつ効率的に使用するよう努めなければならない。

＊現行法 1 条 3 項では、「日本学術会議に関する経費は、国庫の負担とする」とされていたが、法案 48 条では、「必要と認める金額を補助する」とされた。ナショナルアカデミー 5 要件の「国家財政支出による安定した財政基盤」とはかけ離れている。「必要と認める」点の査定も懸念される。

＊有識者懇談会最終報告は「法人化により、活動の拡大強化と、それを支える財政基盤の多様化や事務局体制の充実についての可能性が広がる」と述べていたが、その根拠は不明である。また、同最終報告は「国による財政的なサポートについても、ナショナルアカデミーの意義及び性格を踏まえて政府が必要な財政的支援を継続して行うことの重要性を、懇談会としても改めて確認している」と述べていたが、その確認が法案に反映されているとは思われない。

＊準用通則法などでは「交付金」とされているが、学術会議の運営では使途についての目的設定ができないことから、「補助金」にされたものと思われる。「交付金」は、積算根拠があるので義務的負担と考えられる面が大きいのに対し、「補助金」は、政策的判断に左右される面が大きいと考えられる。

第六章 雑則

（報告及び検査）

第四十九条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会議に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、会議の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

＊準用通則法 64 条に同様の規定がある。

（違法行為等の是正）

第五十条 内閣総理大臣は、会議又はその役員、役員以外の会員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律若しくは他の法令に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、会議に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 会議は、前項の規定による内閣総理大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講じなければならない。

3 会議は、前項の措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

＊本条は、内閣総理大臣による介入手段の規定である。「おそれ」の段階で介入できる規定となっている。

＊内閣総理大臣が措置を求める場合には、（不利益処分と同様に）理由の提示が不可欠である。また本条は、学術会議側に是正措置の義務を課しているが、その自主性・自律性を尊重するのであれば、両者間での協議手続および第三者による審査の手続きが必要である。

（日本学術会議評価委員会）

第五十一条 内閣府に、日本学術会議評価委員会を置く。

2 日本学術会議評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自己点検評価書に記載された自己点検評価の方法及び結果について、調査審議し、及び会議に対し意見を述べること。

二 中期的な活動計画について、会議に対し意見を述べること。

3 日本学術会議評価委員会は、日本学術会議評価委員五人以上七人以内をもって組織する。

4 日本学術会議評価委員は、会員その他内閣府令で定める者以外の者であつて、学術に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢、産業若しくは国民生活における学術に関する研究成果の活用の状況又は組織の経営に関し広い経験と高い識見を有するもののうちから、内閣総理大臣が任命する。

5 日本学術会議評価委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の日本学術会議評価委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 日本学術会議評価委員は、一回に限り再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、日本学術会議評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

＊本条の評価委員会は、内閣府に設置される外部評価機関である。第三者機関ではない。委員は、会員以外（科学者以外？）の者であつて、運営評価委員と同種の者から、内閣総理大臣が任命する。

＊監事・（中期／年度）計画・評価委員会という３点セットの連動によるコントロールが懸念される。

＊法案 44 条で学術会議側に厳重な説明責任を課していることもあり、本条の評価委員会は強い影響力を持つと考えられる。

（独立行政法人通則法の規定の準用）

第五十二条 独立行政法人通則法第八条第一項及び第三項、第九条、第十一条、第二十一条の四、第二十一条の五、第二十四条、第二十六条、第二十八条、第三十六条第一項、第三十七条、第四十五条第一項から第三項まで、第四十六条の二第一項本文、第二項本文 及び第三項から第五項まで、第四十七条並びに第四十九条から第五十条の十まで（第五十条の四第二項（第五号に係る部分に限る。）を除く。）の規定は、会議について準用する。この場合において、これらの規定（見出しを含み、

同法第八条第三項、第五十条の四第四項及び第五十条の六各号列記以外の部分を除く。) 中「主務大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「主務省令」とあるのは「内閣府令」と、「中期目標管理法
法人役職員」とあるのは「会議役職員」と、「中期目標管理法人の長」とあるのは「会長」と読み
替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄
に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔表は省略〕

＊本条は、主に主務大臣の監督に関する規定である。独立行政法人に対する監督と同様だと思われ
る。

(財務大臣との協議)

第五十三条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第三十三条第二項、第四十一条、第四十五条第一項、第四十六条第三項又は第四十七条第一項の承認をしようとするとき。
- 二 第四十七条第一項の認可をしようとするとき。
- 三 第四十五条第一項若しくは第二項ただし書又は第四十六条の二第一項本文、第二項本文若しくは第三項ただし書の認可をしようとするとき。
- 四 準用通則法第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

＊本条は、財務に関する政府内の合意調達手続の規定である。

(解散)

第五十四条 会議の解散については、別に法律で定める。

＊学術会議の解散も視野に入れている。準用通則法 66 条に同様の規定がある。

＊解散後に、「我が国の科学者の内外に対する代表機関」(法案 1 条)をどうするのかは、考えられていないと思われる。学術会議は、独立行政法人等とは異なり、代替が不可能な機関である。

第七章 罰則

第五十五条 第三十四条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

＊守秘義務に関する罰則の規定である。刑罰の程度は国家公務員と同等である。ただし、学術会議の場合には、懲戒処分という制裁手段がないので、この罰則規定が直ちに用いられることが懸念される(あるいは威嚇の手段となる)。

第五十六条 第四十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会議の役員、役員以外の会員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会議の役員又は役員以外の会員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律(準用通則法の規定を含む。次号及び第三号において同じ。)の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律の規定により内閣総理大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第十九条第二項又は第三項の規定による調査を妨げたとき。

五 第三十七条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

六 第四十四条第二項の規定による自己点検評価書の提出をせず、又は自己点検評価書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして自己点検評価書を提出したとき。

七 第四十五条第三項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書又は監査報告を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

八 準用通則法第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

九 準用通則法第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

十 準用通則法第五十条の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第五十八条 第七条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

***これらの罰則規定は、主務大臣の監督権限を担保するための制裁を定めた規定である。**

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和八年十月一日から施行する。ただし、次条から附則第九条まで並びに附則第十八条第三項及び第四項、第二十二條並びに第二十六條の規定は、公布の日から施行する。

***本条のただし書きで定められた条項は、施行期日以前に、法人への移行のために用いられる規定である。**

(定年に関する特例)

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の際現に日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号。以下この条並びに附則第四条、第五条及び第十二条において「現行日学法」という。）第七条第一項に規定する日本学術会議会員（附則第十一条第一項及び第二十二條第二項において「現会員」という。）である者については、現行日学法第七条第六項の規定は、適用しない。

(会員予定者の指名)

第三条 内閣総理大臣は、次条の規定による推薦に基づいて、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に会員となるべき者（以下「会員予定者」という。）百二十五人を指名する。

2 前項の規定により会員予定者として指名された者は、施行日において、第九条第二項の規定により会員に選任されたものとみなす。

(会員予定者の候補者の推薦)

第四条 現行日本学術会議（現行日学法に規定する日本学術会議をいう。附則第六条第一項、第十九条及び第二十条において同じ。）は、次条から附則第七条までの規定により、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員予定者の候補者を選定し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。

* 現行の学術会議が次期の「会員予定者の候補者」を内閣総理大臣に推薦し、同大臣は 125 名を指名することにより、次期会員を選任する（推薦の手続きについては 5 条・6 条を参照）。

* 推薦候補者の数が 125 人以上となりうる定めとなっている点にも注意すべきである。つまり、内閣総理大臣が選択して指名する可能性がある。

（会員予定者の候補者の選定）

第五条 会員予定者の候補者の選定は、次条第一項に規定する候補者選考委員会の選考に基づいて、現会長（現行日学法第八条第一項に規定する会長をいう。次項並びに次条第四項及び第五項において同じ。）が行う。

- 2 現会長は、会員予定者の候補者を選定しようとするときは、現行日学法第十四条第一項に規定する幹事会の議を経るとともに、現行日学法第二十三条第一項に規定する総会の承認を受けるものとする。

（候補者選考委員会）

第六条 施行日の前日までの間、現行日本学術会議に、候補者選考委員会を置く。

- 2 候補者選考委員会は、会員予定者の候補者の選考を行う。
- 3 候補者選考委員会は、候補者選考委員十人以上二十人以内をもって組織する。
- 4 候補者選考委員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから、現会長が任命する。
- 5 現会長は、候補者選考委員の任命をしようとするときは、当該任命をしようとする者について、次に掲げる者のうちから内閣総理大臣が指定するものと協議しなければならない。
 - 一 科学の振興及び技術の発達に関する政策に関し広い経験と高い識見を有する者
 - 二 学術に関する研究の動向に関し広い経験と高い識見を有する者
- 6 前各項に定めるもののほか、候補者選考委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

* 候補者選考委員の人選について、内閣総理大臣が関与する。本条 5 項は協議を義務づけているので、その人選は、協議の対象とされている者（学士院と CSTI の関係者？）の意向に大きく左右される。現会長が任命するとしても、**会員から選出されるわけではないので、コ・オプテーションから外れる選考手続となる。**

* 候補者選考委員会の選考に基づいて会長が「会員予定者の候補者」を選定する。この選定にあたっては、幹事会の議を経て総会の承認が必要とされる。

（会員予定者の候補者の選考）

第七条 会員予定者の候補者の選考の基準及び方法その他の会員予定者の候補者の選考に関し必要な事項は、候補者選考委員会が定める。

- 2 候補者選考委員会は、前項に規定する事項のうち内閣府令で定めるものを定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 3 候補者選考委員会は、会員予定者の候補者を選考するに当たっては、大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間の団体等の多様な関係者から推薦を求めることその他の幅広い候補者を得るために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 候補者選考委員会は、会員予定者の候補者を選考するに当たっては、会員予定者の候補者の構成について、次に掲げる事項に配慮するものとする。

- 一 年齢、性別、所属する機関の種類及び所在地域等に著しい偏りが生じないようにすること。
- 二 先端的、学際的又は総合的な研究分野を含む多様な研究分野の科学者が含まれるようにすること。
- 三 国際的な研究活動、行政、産業界等との連携による活動、研究成果の活用に関する活動その他の多様な活動の実績のある科学者が含まれるようにすること。

＊本条は、**法案 30 条（会員の候補者の選定）**の内容を先取りする規定である。ただし、選考を実施するのは、**会員以外の者になることが予想される。**

（会長の職務を行う者等）

第八条 内閣総理大臣は、施行日前に、附則第三条第一項の規定により会員予定者として指名した者のうちから、会長が選任されるまでの間会長の職務並びに附則第二十二条第二項及び第四項に規定する職務を行う者を指名する。

- 2 内閣総理大臣は、施行日前に会議の監事となるべき者を指名する。
- 3 前項の規定により指名された監事となるべき者は、会議の成立の時ににおいて、第二十三条第二項の規定により、監事に任命されたものとする。

＊本条は、**施行日以前に内閣総理大臣が会長代理を指名するための規定である。指名の対象者は、会員予定者として指名を受けている者である。この指名が、事実上の次期会長の指名となることが懸念される。**

＊監事についても、**内閣総理大臣は施行日以前に指名する。成立時総会も監査の対象にする趣旨だと考えられる。**

（設立委員等）

第九条 内閣総理大臣は、設立委員を命じて、会議の設立に関する事務を処理させる。

- 2 設立委員のうちには、優れた研究又は業績がある科学者を含むものとする。
- 3 内閣総理大臣は、附則第三条第一項及び第四条並びに前条第一項の規定による権限を設立委員のうちから指名した者（優れた研究又は業績がある科学者であるものに限る。）に委任する。
- 4 設立委員は、会議の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された者（附則第二十二条第二項及び第四項において「会長職務代行者」という。）に引き継がなければならない。

＊**施行日以前における内閣総理大臣の権限は、同大臣の委任を受けた設立委員によって行使される。**

＊**誰が設立委員となるかは不明である（現会長・副会長・事務局長、会長代理予定者など?）。**

（会議の成立）

第十条 会議は、この法律の施行の時に成立する。

- 2 会議は、会議の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。

（承継会員に関する経過措置）

第十一条 会議の成立の際現に現会員である者は、会議の成立の日において、会議の会員となるものとする。

- 2 前項の規定により会員となった者（次項において「承継会員」という。）の任期は、第九条第三項本文の規定にかかわらず、令和十一年九月三十日までとする。
- 3 承継会員は、第九条第四項の規定にかかわらず、再任されることができない。
- ＊第 26-27 期会員は「承継会員」とされる。任期は 2026 年 10 月からの 3 年間で再任はない。
- ＊新会員の選考・選任の手続きからは除外される（？）。

（職員の引継ぎ等）

第十二条 会議の成立の際現に現行日学法第十六条第二項に規定する職員（以下「現日本学術会議職員」という。）である者は、別に辞令を発せられない限り、会議の成立の日において、会議の職員となるものとする。

第十三条 前条の規定により会議の職員となった者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十二条第二項の規定の適用については、会議の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

＊職員については、「特別職国家公務員等」として、国家公務員身分の継続を保障する趣旨と思われる（以下の附則 14 条～17 条も同趣旨）。

（会議の職員の退職手当に関する経過措置）

第十四条 附則第十二条の規定により現日本学術会議職員が会議の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第 百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

- 2 会議は、前項の規定の適用を受けた会議の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を会議の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。
- 3 会議の成立の日の前日に現日本学術会議職員として在職する者が、附則第十二条の規定により引き続いて会議の職員となり、かつ、引き続き会議の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の会議の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が会議を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。
- 4 会議は、会議の成立の日の前日に現日本学術会議職員として在職し、附則第十二条の規定により引き続いて会議の職員となった者のうち会議の成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に会議を退職したものであって、その退職した日まで現日本学術会議職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

（児童手当に関する経過措置）

第十五条 附則第十二条の規定により会議の職員となった者であつて、会議の成立の日の前日において内閣総理大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項の規定による認定を受けているものが、会議の成立の日において児童手当の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当の支給に関しては、会議の成立の日において同項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当の支給は、同法第八条第二項の規定にかかわらず、会議の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

（国家公務員共済組合法の適用に関する経過措置）

第十六条 施行日の前日において現日本学術会議職員として在職する者（同日において国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条第一項の規定により内閣府に属する同法第二条第一項第一号に規定する職員をもって組織された国家公務員共済組合（以下この項及び第三項において「内閣共済組合」という。）の組合員であるものに限る。）が施行日において引き続いて会議の職員（同法第二百二十四条の三の規定により同号に規定する職員とみなされるものに相当するものに限る。以下この条において「会議職員」という。）となる場合であつて、かつ、引き続き施行日以後において会議職員である場合には、同法の規定の適用については、当該会議職員は、施行日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると内閣共済組合が認めた場合には、その認めた日）までに内閣共済組合に申出をしたときは、施行日以後引き続き当該会議職員である期間内閣共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。

- 2 前項に規定する会議職員が同項に規定する期限内に同項の申出を行うことなく死亡した場合には、その申出は、当該期限内に当該会議職員の遺族（国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。次項において同じ。）がすることができる。
- 3 施行日の前日において現日本学術会議職員として在職する者（同日において内閣共済組合の組合員であるものに限る。）が施行日において引き続いて会議職員となる場合であつて、かつ、当該会議職員又はその遺族が第一項に規定する期限内に同項の申出を行わなかった場合には、当該会議職員は、国家公務員共済組合法の適用については、施行日の前日に同法第二条第一項第四号に規定する退職をしたものとみなす。

（会議の職員となる者の職員団体についての経過措置）

第十七条 会議の成立の際現に存する国家公務員法第百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第十二条の規定により会議に引き継がれる者であるものは、会議の成立の際労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

- 2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、会議の成立の日から起算して六十日を経過するまでに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。
- 3 第一項の規定により労働組合となったものについては、会議の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（権利義務の承継等）

第十八条 会議の成立の際、第三十七条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、会議の成立の時に於いて会議が承継する。

2 前項の規定により会議が国の有する権利及び義務を承継したときは、会議に承継される権利に係る資産で政令で定めるものの価額の合計額から、承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額の合計額を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から会議に対し出資されたものとする。

3 前項の資産の価額は、会議の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(国有財産の無償使用)

第十九条 国は、会議の成立の際現に現行日本学術会議に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、会議の用に供するため、会議に無償で使用させることができる。

(国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置)

第二十条 会議の成立の際現に係属している現行日本学術会議の所掌事務に関する訴訟事件又は非訟事件であつて会議が受け継ぐものについては、政令で定めるところにより、会議を国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）に規定する国又は行政庁とみなし、同法を適用する。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二十一条 この法律の施行の際現に日本学術会議という名称を使用している者については、第七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(成立時総会)

第二十二条 会議は、会長の選任、業務方法書の決定その他会議の業務の開始に必要な事務を処理するため、成立後直ちに総会を開催しなければならない。

2 会長職務代行者は、内閣府令で定めるところにより、施行日の二週間前までに、附則第三条第一項の規定により会員予定者として指名された者及び現会員（その任期が令和八年九月三十日までのものを除く。）に対して前項の総会（以下この条において「成立時総会」という。）の招集の通知を発しなければならない。

3 第三十六条第一項第一号及び第六号から第八号までに掲げる事項に関する成立時総会の議案については、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、役員会の議を経ること及び運営助言委員会の意見を聴くことを要しない。

4 前三項に定めるもののほか、議事の手続その他成立時総会の運営に関し必要な事項は、第十三条第五項の規定にかかわらず、会長職務代行者が定める。

***会長職務代行者（附則 8 条により内閣総理大臣が指名した者）が成立時総会の招集の通知を発する。会長職務代行者は、施行以前に、既成事実として、会長と同等の振舞いをする。**

(会員の員数等に関する経過措置)

第二十三条 施行日から令和十一年九月三十日までの間における第九条第一項、第二十五条第三項及び第二十八条第一項の規定の適用については、第九条第一項中「二百五十人」とあるのは「二百三

十人」と、第二十五条第三項中「会員の」とあるのは「附則第六条第三項に規定する候補者選考委員であった者の」と、第二十八条第一項中「その員数の半数」とあるのは「百二十五人」とする。

＊設置から3年後の会員選考・選任の手続きについても、「会員」ではなく「候補者選考委員」が行うこととしている。つまり、2026年の会員選任だけでなく**2029年の会員選任についても、コ・オペレーションから外れる手続き**とすることを予定しているのである。

(事業年度に関する経過措置)

第二十四条 会議の最初の事業年度は、準用通則法第三十六条第一項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わるものとする。

(中期的な活動計画等に関する経過措置)

第二十五条 第四十二条の規定は令和九年四月一日に始まる事業年度以後の六事業年度に係る中期的な活動計画から、第四十三条の規定は同日に始まる事業年度の年度計画から、第四十四条の規定は当該事業年度の終了後に行う自己点検評価から、それぞれ適用する。

(政令への委任)

第二十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第二十七条 政府は、この法律の施行後六年を目途として、この法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

＊政府は、**施行後6年を目途として検討を加え、必要な措置を講じる。**

(日本学術会議法の廃止)

第二十八条 日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）は、廃止する。

＊**現行法の廃止を定め、法案が完全な新法であることを示している。理念的にも制度的にも、現在の日本学術会議を廃止することを示す象徴的な規定である。**

(国家公務員法の一部改正)

第二十九条 国家公務員法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十二号の二を削る。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第三十条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第七十二号を次のように改める。

七十二 削除

(地方税法の一部改正)

第三十一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中「及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構」を「**脱炭素成長型経済構造移行推進機構及び日本学術会議**」に改める。

(行政事件訴訟法の一部改正)

第三十二条

日本学術会議評価委員会 日本学術会議法（令和七年法律第 号）

(所得税法の一部改正)

第三十三条

日本学術会議評価委員会 日本学術会議法（令和七年法律第 号）

(法人税法の一部改正)

第三十四条

日本学術会議評価委員会 日本学術会議法（令和七年法律第 号）

(印紙税法の一部改正)

第三十五条

日本学術会議評価委員会 日本学術会議法（令和七年法律第 号）

(消費税法の一部改正)

第三十六条

日本学術会議評価委員会 日本学術会議法（令和七年法律第 号）

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第三十七条

日本学術会議評価委員会 日本学術会議法（令和七年法律第 号）

(個人情報保護に関する法律の一部改正)

第三十八条

日本学術会議評価委員会 日本学術会議法（令和七年法律第 号）

(公文書等の管理に関する法律の一部改正)

第三十九条

日本学術会議評価委員会 日本学術会議法（令和七年法律第 号）

(内閣府設置法の一部改正)

第四十条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中第五十二号を削り、第五十三号を第五十二号とし、第五十四号を第五十三号とし、第五十四号の二を第五十四号とし、第五十四号の三を第五十四号の二とし、第五十四号の四を第五十四号の三とし、第五十四号の五を第五十四号の四とし、第五十四号の六を第五十四号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

五十四の六 日本学術会議の組織及び運営一般に関すること。

第三十七条第三項の表新技術等効果評価委員会の項の次に次のように加える。

日本学術会議評価委員会 日本学術会議法（令和七年法律第 号）

第四十条第三項の表日本学術会議の項を削る。

理由

学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与するため、学術に関する重要事項に係る審議、大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備、学術に関する外国の団体

及び国際団体との交流等を行うことを目的とする法人として、日本学術 会議を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。